

資料Ⅲ－７ WTO政府調達協定適用基準額一覧

1. 我が国の基準額一覧

(1) WTO政府調達協定の基準額

区分	中央政府	地方公共団体	政府関係機関
物品	2,000万円 (13万SDR)	3,200万円 (20万SDR)	2,000万円 (13万SDR)
サービス	2,000万円 (13万SDR)	3,200万円 (20万SDR)	2,000万円 (13万SDR)
建設サービス	7億2,000万円 (450万SDR)	24億1,000万円 (1,500万SDR)	日本郵政公社を除く A郡に属する機関： 24億1,000万円 (1,500万SDR) 日本郵政公社とB郡 に属する機関： 7億2,000万円 (450万SDR)
設計コンサルティングサービス	7,200万円 (45万SDR)	2億4,000万円 (150万SDR)	7,200万円 (45万SDR)

(注) 上記の邦貨換算額は、平成18年4月1日～平成20年3月31日まで適用

(2) 自主的措置上の基準額

アクション・プログラム実行推進委員会の決定による政府調達に関する自主的措置として、上記の中央政府及び政府関係機関の物品及びサービスの基準額を13万SDRから10万SDR(1,600万円)に引き下げている。

(3) 日・シンガポール新時代経済連携協定上の基準額

新たに同協定において(1)の中央政府及び政府関係機関の物品及びサービスの基準額を13万SDRから10万SDR(1,600万円)に引下げることが約束されたことを受け、協定の発効(平成14年11月)に伴い、国内関係法令においても基準額が10万SDRへ引下げられた。

(注) 前記基準額の引下げはシンガポールに限らず全ての国籍の供給者に適用される。

2. 基準額の各国比較

(単位：千SDR)

区分	日本	米国	EC	カナダ	韓国
中央政府					
物品	130	130	130	130	130
サービス	130	130	130	130	130
建設サービス	4,500	5,000	5,000	5,000	5,000
設計・コンサル ティングサービス	450	130	130	130	130
地方公共団体	都道府県及び 政令指定都市 (除く、さいたま 市及び静岡市)	37州	全地方自治体		9道・ソウル・5市
物品	200	355	200	355	200
サービス	200	355	200	355	200
建設サービス	15,000	5,000	5,000	5,000	15,000
設計・コンサル ティングサービス	1,500	355	200	355	200
政府関係機関		6機関 (※1)	上水道、運輸 エネルギー	9機関	18機関
物品	130	400	400	355	450
サービス	130	400	400	355	—
建設サービス	15,000 (日本郵政公社 を除くA郡に属 する機関)	5,000	5,000	5,000	15,000
	4,500 (日本郵政公社 とB郡に属する 機関)				
設計・コンサル ティングサービス	450	400	400	355	450

※1 6機関のうち、2機関については、US \$ 250,000相当のSDRを物品、サービス、及び設計・コンサルティングサービスの基準額としている。